「部落差別は、特に何もせずに放っておけば、そのうち自然になくなるのではないか」という考え方があります。
しかし、残念ながらそう簡単にはいきません。正しい知識がないままでいると、インターネット上のデマや間違った話を信じてしまったり、気づかないうちに人を傷つけるような行動をとってしまったりする可能性があります。
お互いの人権を尊重し、差別のない社会にしていくためには、私たち一人ひとりが「正しく知る」という意識を持つことがとても大切です。これは、あらゆる人権問題に共通することです。

みなさんの市町村でも、部落問題をはじめ、さまざまな人権課題への取り組みが進められています。
たとえば、毎年４月には「人権を確かめあう日」の一斉集会、７月には「差別をなくす強調月間」の市町村民集会などが開かれています。人権に関する学習会やフェスティバルもたくさん開催されています。
いちど、集会や学習会、フェスティバルに参加してみませんか？
学んだり、語りあったり、ふれあったりすることが、お互いの人権を尊重する社会へとつながっていきます。

２０２５年　「同対審」答申　　６０年
２０２６年　「部落差別解消推進法」　１０年

私たち一人ひとりは、生まれながらにしてかけがえのない存在です。
人として、その尊厳が尊重されなくてはなりません。
しかし、今も、差別や人権侵害に苦しむ人がいます。
「知らないままでいる」のではなく、
一人ひとりが、差別や人権侵害について考えてみる。
それが、「人権のまちづくり」への第一歩です。
みんなで、お互いの人権を尊重する社会をめざしましょう。

参考資料　リーフレット『あなたとともに考えたい　部落差別のこと』（一般財団法人奈良人権部落解放研究所）

人権相談

○各市町村の相談窓口
○みんなの人権110番（奈良地方法務局）　tel　0570-003-110
○なら人権相談ネットワーク事務局（奈良県地域創造部人権施策課）　tel　0742-27-8726　fax　0742-27-8721
○奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会　tel　0744-22-9611　fax　0744-22-9711

発行：奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会
〒634-0061 橿原市大久保町 302-1　奈良県市町村会館　tel 0744-22-9611　fax 0744-22-9711

法務省委託事業

誰もが輝いて暮らすことができる「人権のまちづくり」のために

部落差別について
いっしょに考えてみましょう

奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

1　部落差別は、歴史の中で作られた誤った認識と、根拠のない思い込みからおこっています

部落差別のはじまりは平安時代にまでさかのぼって考えることができます。
この頃、人びとの多くは田畑を耕して暮らしていました。やがて、死んだ牛や馬から、皮革や食肉をつくる人びとがあらわれてきました。こうした仕事は誰もができるわけではなく、大切な仕事と考えられていました。
後に、彼らは、周囲から「自分たちとは違う存在」とみなされ、避けられたり、のけ者にされたりするようになっていきました。その後、「違う」とみなす理由は、いつしかよくわからなくなっていったようです。
こうしてできあがった、もともと「違い」がない人たちの間に作られた「何となく違う」という意識が、部落差別の根底にはあります。

こうした意識や偏見は今も社会の中に根強く残っていて、被差別部落（部落）やその出身者などとかかわることを避けたり、排除したりする行為につながっています。
また、「部落に生まれた」というだけではなく、部落の人との結婚により、「部落に関わりがある」と見なされ、差別を受けるようになることもあります。

2　私たちの社会は、部落差別（同和問題）をなくすために、取り組みをすすめてきました

１９６５年８月１１日　「同和対策審議会」から政府に対して、答申が出されました。（「同対審」答申）

> **同和問題**は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された**基本的人権にかかわる課題**である。・・・
> その早急な解決こそ、**国の責務であり、同時に国民的課題である。**（「同対審」答申 前文より）

答申をきっかけにして、解決へ向けた大きな動きがはじまり、取り組みがすすめられました。
・道路、上下水道の整備、住宅の改良などが進み、生活環境は大きく向上しました。
・学校や社会全体で、同和問題についての正しい理解と人権尊重の意識を育むための教育が進められ、一人ひとりの人権意識が高まりました。

差別や貧困、戦争によって教育の機会を奪われた人々により、「識字運動」が各地に生まれました。
また、憲法２６条の「義務教育は無償とする」を学んだ同和地区の母親たちが、教科書無償化を求める運動を進め、やがて国を動かし、全ての子どもに教科書が無償で配布されるようになりました。

3　私たちの社会は、少しずつ変わってきました

その後も、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権侵害をなくすため、社会全体で人権を大切にする雰囲気づくりと啓発活動が進められてきました。

奈良県では、１９８９年から、毎月１１日を「人権を確かめあう日」として、自分や身の回りの人権について考え、行動する活動を推進しています。これは、「同和対策審議会」答申が出された１９６５年８月**１１日**にちなんだもので、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（「啓発連協」）が提唱し、市町村や関係団体とともに進めています。
こうした長年の啓発活動により、私たちの暮らしの中で、お互いの人権を尊重する意識が育まれてきました。
その結果、差別や人権侵害をなくす取り組みへの理解が広がり、部落差別だけでなく、女性、子ども、高齢者、障がい者、ハンセン病回復者とその家族、性的マイノリティの人たち、外国人など、多様な人権課題に取り組まれるようになってきました。
２０１６年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が公布・施行されました。
同じ年に、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」も施行されています。

4　しかし、部落差別は今もあります・・・

多くの人が「差別はしてはいけない」と考えています。
しかし、インターネット上では、今も部落やその関係者への誹謗中傷、部落の所在地をさらすような投稿が後を絶ちません。
また、家や土地の購入、結婚などで、役所へ「○○は部落か」と問い合わせる行為も続いています。
部落差別をするつもりはないけれど、「自分が差別を受けたくないので、部落は避けたい」という気持ちからかもしれません。しかし、「部落を避ける・排除する」という行動そのものが、重大な人権侵害であり、部落差別なのです。
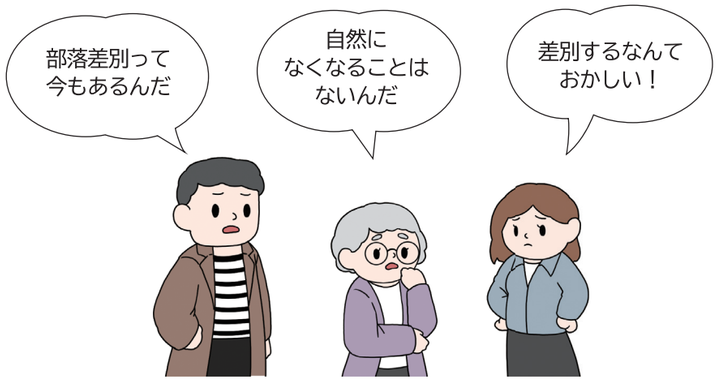
今も、部落出身者の中には、「差別を受けるかもしれない」という不安や恐れから、自分の出自を他の人に話すことができない人が多くいます。